第５次にいみ男女共同参画プラン

～　男女が共に輝き　いきいきと活躍できるまち　～

令和７年度実績・令和８年度実施計画



新見市

第５次にいみ男女共同参画プラン　施策体系

基本目標	基本施策
【１】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1　人権と多様性を認め合う意識づくり 2　男女共同参画を推進するまちづくり 3　学びの場における意識づくり
【２】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）	4　方針決定過程における女性参画の促進 5　雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり 6　ワーク・ライフ・バランスの推進
【３】地域社会における男女共同参画の推進	7　地域活動における男女共同参画の促進 8　防災・減災分野における男女共同参画の推進 9　国際交流の推進と多文化共生の意識づくり
【４】生涯にわたる健康づくりへの支援	10　ライフステージに応じた健康づくりへの支援 11　母子保健の充実
【５】暴力を許さないまちづくり（新見市ＤＶ防止基本計画）	12　あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり 13　きめ細かな被害者支援体制の充実
【６】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	14　地域共生社会の実現に向けた取組 15　困難な問題を抱える人への支援 （新見市困難な問題を抱える女性支援計画）

	番号	新（第５次）	旧（第４次）
基本目標	2	誰もが活躍できる社会づくり （新見市女性活躍推進計画）	あらゆる分野における女性活躍の推進 （新見市女性活躍推進計画）
	3	地域社会における男女共同参画の推進	家庭や地域における男女共同参画の推進
	4	生涯にわたる健康づくりへの支援	生涯を通じた健康づくりへの支援
基本施策	1	人権と多様性を認め合う意識づくり	人権を尊重する意識づくり
	7	地域活動における男女共同参画の促進	家庭生活における男女共同参画の推進
	8	防災・減災分野における男女共同参画の推進	地域活動における男女共同参画の推進
	9	国際交流の推進と多文化共生の意識づくり	国際理解を通じた男女共同参画の推進
	１５	困難な問題を抱える人への支援 （新見市困難な問題を抱える女性支援計画）	防災・減災分野における男女共同参画の推進

【基本目標１】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

（第４次プラン）

基本施策１　人権を尊重する意識づくり

誰もが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓発活動に取り組みます。また、性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識の普及に努めます。

令和７年度実績
１　幅広い世代を対象とした啓発活動の推進 男女共同参画セミナーをにいみフォーラムとの共催で開催した。 令和７年１２月１３日（土）　新見市役所南庁舎３階大会議室 「南極ではたらく～かあちゃん、調理隊員になる～」 第 57 次南極地域観測隊（設営・調理）　　渡貫　淳子　氏 参加者：46 人（うち女性 39 人） **２　人権教育・啓発事業等の実施** 公民館での人権講座を通して、市民の人権意識の高揚に努めた。 ・人権講座：18 公民館／各１回 ・新見市婦人連合会、高梁・新見地域人権啓発活動ネットワーク協議会との共催により人権啓発講演会を開催 ※人権啓発講演会については高梁市と隔年開催 **３　男女共同参画の視点に立った広報等の推進** 各課の広報広聴委員を通じて職員に対し、各種広報を作成する際に、性にとらわれない表現を使用し、肖像権や著作権に十分注意する旨の周知徹底を図った。市報とホームページは、担当課と秘書広報課でダブルチェックを行った。 **４　性的マイノリティに関する正しい知識の啓発** ＬＧＢＴ（Ｑ＋）など性的マイノリティ（性的少数者）に関する正しい知識の啓発のため、男女共同参画プラザに図書やリーフレットを設置した。 小中学校では、必要に応じ支援委員会やケース会議を行う体制を整えている。 また、令和７年度までに、市内全中学校において制服検討委員会を実施し、性的マイノリティの視点から、制服のデザインを変更した。

（第５次プラン）

基本施策１　人権と多様性を認め合う意識づくり

広報やイベントを通した啓発活動の推進をはじめ、アンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組、人権教育の実施等により、市民の誰もが人権を尊重する意識を大切にしながら、互いに認め合う社会の実現に向けた取組を推進します。

「ＬＧＢＴＱ＋」「性的マイノリティ（性的少数派）」等、多様性を認め合う社会の構築に向けて、多様な広報手段を活用した啓発活動を推進し、市民の正しい理解を促進します。

令和８年度実施計画
・人権や男女共同参画に関するポスターの掲示やリーフレットの配布 ・男女共同参画セミナーの開催 ※企画内容や広報を工夫し、男性や若い世代の参加を促す ・公民館での人権講座開催 ・人権に十分配慮し、男女共同参画の視点に立った表現やデザインの広報を実施 ・男女共同参画プラザに性的マイノリティに関する図書やリーフレット等を設置 ・性同一性障害に係る児童・生徒については、本人及び保護者と「合理的な配慮」について確認し、個別の事業に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行うようにしている。

基本施策２　男女共同参画を推進するまちづくり

（第４次プラン）

多様な媒体を活用した周知や講座等の開催を通じて、男女共同参　画の意識づくりを促進します。また、男女共同参画を推進する市民団体等の活動を支援するとともに、団体の育成に努めます。

令和７年度実績
１　広報等による啓発活動の充実 男女共同参画情報紙「りぼん」を発行し（8 月、2 月の 2 回）啓発活動を行った。 **２　講座等の開催による啓発の推進** ステップアップ講座を開催し、一人ひとりが多様な生き方の中でいきいきと生きるために、様々な知識を身につける機会を提供をする目的で開催。 ・「いま知っておきたい起業・経営の基礎－３代目女性社長の視点から」 （3/7　市役所） 参加者８人（うち男性４人） **３　男女共同参画支援拠点の周知** 男女共同参画プラザについて、常設のホームページ記事に加えて、市報にいみ 11 月号や中央図書館デジタルサイネージにて紹介するなど周知を図った。 **４　市民団体等への支援** 男女共同参画プラザ相談員を通じて、にいみフォーラムと交流を図ったほか、共催事業を計画するなど協働に努めた。 **５　市民意識等の把握** 第３次新見市総合計画に係るアンケート内で、市民意識や実態の把握に努めた。 ・令和７年度アンケート結果：「男女の地位は平等になっていると思うか」という問いに「平等」と答えた市民の割合 【数値目標１】社会全体において:38.6%【数値目標２】学校教育の場において:61.6% 【数値目標６】家庭生活において：48.6%【数値目標７】地域社会において：44.8% **６　多様な学習機会の充実** 小中学校では、学校便り等を利用して人権学習の内容を家庭に知らせるなど、啓発を行った。また、各校の実態と児童生徒の発達段階に応じ、保護者とともに男女共同参画や人権について学ぶ機会を設けた。 また、公民館事業で男性料理教室等を開催し、男女共同参画の意識を醸成した。 ・男性料理教室：7 公民館／各 1 回、男女共同参画社会講座：3 公民館／各 1 回

（第５次プラン）

男女共同参画社会の実現に向けて、市の広報やホームページ、情報紙等の多様な媒体を活用し、市民への周知と啓発活動を推進するとともに、講座やセミナー等の開催を通して、幅広い世代の参加を促進し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

令和８年度実施計画
・男女共同参画情報紙「りぼん」の発行、主催事業の積極的な広報 ・にいみフォーラムと共催で男女共同参画出前講座、男女共同参画セミナー、ステップアップ講座を開催 ・ホームページなど様々な広報媒体での男女共同参画プラザの周知 ・市民アンケートを実施し、市民意識や実態を把握 ・小中学校において、学校便りの利用、参観日等での人権学習の実施など、保護者・地域に向けて情報発信 ・男女共同参画の視点から、家庭生活における役割分担や社会生活・職業生活との関わり方を学ぶ必要がある。

基本施策３　学びの場における意識づくり

（第４次プラン）

子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、生涯学習や大学など様々な場を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

令和７年度実績
１　男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進 保育分野では、保育教諭が男女平等の意識をもち、一人ひとりの人権を大切にした教育・保育活動を行った。また、園生活や遊びを通した関わりを大切にし、園児が自分自身も互いも大切にする人間形成の基礎を培うように指導を行った。また、教育研修所の人権教育部と保育協議会の人権保育研究部会でそれぞれ研修を行い、職員に対して男女平等の意識や人権意識の高揚を図った。 小中学校では、道徳やキャリア教育の時間を中心に、男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し、助け合うような人間形成を図ることをテーマにした学習を行った。また、岡山県教育委員会から発出された人権意識向上に関する文書について各校に回覧し周知を図り、新見市教育研修所人権教育部では、倉敷児童相談所所長を講師に講演を聞き、人権意識の高揚を図った。 **２　学校における情報モラル教育の実施** 小中学校全ての学年で、情報モラル等の指導を実施し、メディア・リテラシー意識の醸成を図った。また、ＰＴＡを中心に、児童生徒・家庭・地域が連携しながらメディアの使用について考える場を設けた。 **３　大学における公開講座等の開催促進** 新見公立大学で、老若男女を問わず学ぶことができる公開講座を開催した。 ・子どもの立ち直りを支えるかかわり(9/12) ・子どもとアートー心とからだで感じる「わたし」の見つけ方ー(9/19) ・おむつの時代的変遷からみた子育て支援(10/3) **４　男女共同参画の視点に立った人事評価制度の充実** 性別にとらわれることなく職員の能力や業績により公平に評価できるよう、公平・公正な人事評価の実施について職員掲示板等を利用して周知徹底を図った。評価シー

ト及び実施方法については、現状のもので適切な運用ができており、変更の必要はなかった。
　男女共同参画プラザから収集した情報を学校現場に提供した。図書・ビデオの貸し出しについては、担当窓口を設け、必要に応じて対応した。

（第５次プラン）
　子どもの頃から思いやりや命の大切さを学び、性別にかかわらず、個性を尊重する意識を育むカリキュラム等を活用した教育を推進します。
　幅広い世代の市民を対象として、大学公開講座や公民館における講座等の多様な学習機会を提供し、その充実に努めます。

令和８年度実施計画
・新見市保育・教育カリキュラムに基づき、乳幼児の人権を尊重した０歳児から就学までの一貫した保育・教育を推進 ・教育研修所の人権教育部と保育協議会の人権保育研究部会で、保育者や教育者を対象とした研修会を実施 ・児童生徒に対し、活用型情報モラル教材を活用し、総合的な学習の時間等で情報モラルやメディア・リテラシー等について指導 ・各学校に対し、男女平等の意識を持ち、日々の教育活動を行っている。 ・毎年新見公立大学で開催される公開講座では男女共同参画の要素を取り入れているため、今後も継続して同様の要素を盛り込んだ講座開催を促進する。 ・働きがいのある職場の創出、性別にとらわれない適切な評価を実現するため、市職員の人事評価制度の充実を図る。

【基本目標２】

（第４次）あらゆる分野における女性活躍の推進（新見市女性活躍推進計画）

（第５次）誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）

基本施策４　方針決定過程における女性参画の促進

（第４次プラン）

あらゆる分野における政策や方針決定過程の場において、女性の　参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、周知、啓発を行うとともに、審議会等における女性委員選任割合の向上等を図ります。

令和７年度実績
１　審議会等委員への女性登用の促進 審議会委員改選や新たな審議会設置の際には、女性委員の比率を増やすよう、職員掲示板等を利用し要請をした。 ・審議会等委員の女性比率　30.7%　（令和８年４月１日現在）　【数値目標３】 **２　女性の積極的な登用の促進** 市職員の人事について、女性職員の積極的な採用や管理職への登用に努めた。 ・新規採用職員における女性の比率　20.0%（令和８年４月１日現在） ・女性管理職の比率（消防職を除く）29.1%（　　同上　　）【数値目標４】 中学校人事で女性の任用に努めた。管理職（主幹教諭、指導教諭含む）についても、県が目指す女性登用率30%に近づくよう努めた。また、教務主任や地域連携担当、生徒指導進路指導担当など学校運営の中心的役割について、性別にとらわれず適材適所で抜擢するよう校長会で指示した。 **３　女性職員等の人材育成** 岡山県市町村職員研修センターが開催する研修へ積極的な派遣に努めたほか、全国市町村国際文化研修所で実施される研修などにも参加させることができた。 ・岡山県市町村職員研修センター実施研修　女性職員 51名参加（19研修） ・全国市町村国際文化研修所実施研修　女性職員３名参加（2研修）　など **４　女性人材の情報収集と活用** 岡山県男女共同推進センター（ウィズセンター）から男女共同参画ステップアップ講座の講師を紹介してもらうなど、女性人材の情報収集と活用に努めた。 **５　企業等への啓発と理解促進** 市役所の窓口にポスターやチラシを設置し、啓発と理解促進に努めた。 **６　企業等への講座等の参加促進** 岡山県男女共同参画推進センター等が主催する講座等について、窓口にチラシを設定するなど地域団体に周知を行い、参加促進に努めた。 **７　農業委員への女性登用の促進** おかやま女性農業委員会の会議等に参加し、情報交換に努めた。 ・農業委員会委員の女性比率　3.7%（27人中１人）

（第５次プラン）

審議会等をはじめ、あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性の積極的な参画及び登用の促進を図ります。また、企業へのポジティブ・アクションの普及や研修への参加を促進するとともに、農業分野における女性の登用を促進します。

庁内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性の管理職への登用の拡大と男性の育児休業の取得率の向上等を目指します。

令和８年度実施計画
・審議会委員改選や新たな審議会設置の際は、女性比率を増やすよう市役所内で要請 ・市職員人事において、積極的に女性の採用や管理職への登用に努める ・各種職員研修に積極的に女性職員を派遣 ・男女共同参画推進センターから講座の講師選考の際、人材情報の提供 ・岡山県男女共同参画推進センターが主催するゼミナールや講座等について、新見商工会議所や阿哲商工会に紹介 ・管理職への女性登用について推薦し、教務主任等に女性を抜擢 ・議会・団体推薦枠での女性農業委員の獲得に加えて、改選に向け機運醸成を図る

基本施策５　雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

（第４次プラン）

雇用分野において、誰もが能力を発揮できる機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、周知に努めるとともに、各種ハラスメント等防止に努めます。

令和７年度実績
１　雇用の場における男女平等やハラスメント防止の促進 市役所の窓口に、男女雇用機会均等法や各種ハラスメント防止などの啓発ポスターや啓発チラシを設置し、広報に努めた。 **２　女性の能力開発等に関する広報** 岡山県男女共同参画推進センターが開催する各種講座について、市役所の窓口にチラシを設置するなどして周知を行った。 **３　多様な働き方に関する支援や情報提供** 岡山県の女性創業サポートセンターが行う事業をポスターやチラシ等で啓発するとともに、市の創業に関する施策について、市報やホームページを活用して周知した。 創業においては 15 人のうち 4 人が女性であった。 **４　農林畜産業等における男女共同参画の促進** 農林畜産業分野においては、新たに 2 組の家族経営協定が締結された。 ・家族経営協定締結数　54 戸　【数値目標５】 ※家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就農環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。 岡山県知事が認定する岡山県農業士については、新たな女性農業士の認定は無かった。 ・新見農業士会員の女性比率　40.0%（10 人中 4 人）

（第５次プラン）

働く場において、誰もが能力を発揮する機会と公平な待遇が確保され、働きやすい職場環境づくりを促進します。また、雇用の拡大や企業が求める人材を育成するための情報提供をはじめ、多様な働き方に関する支援や情報提供を推進します。

令和８年度実施計画
・各種ハラスメントの防止について、市役所窓口で啓発ポスターや啓発チラシを活用して広報に努める ・岡山県男女共同参画推進センターが開催する女性の能力開発に関する各種講座について周知 ・岡山県の女性創業サポートセンターが行う事業をチラシ等で啓発 ・男女共同参画の観点から、家族経営協定締結数の増加を目指す ・岡山県農業士に、女性を積極的に推薦

基本施策６　ワーク・ライフ・バランスの推進

（第４次プラン）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

令和７年度実績
１　情報提供や啓発活動の推進 ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、市役所の窓口に啓発ポスターや啓発チラシを設置して広報に努めた。 市内の子育て広場に求人情報を設置し、育児中の人に情報を提供したほか、ひとり親に対し、母子･父子自立支援員が面談や電話連絡で支援対象者の相談に乗り、支援を行った。また、令和５年度から、養育費に関する公正証書等の作成費用を補助する養育費履行確保支援事業を開始し、関係機関へのチラシ設置等による制度の周知や、面接等で制度の説明、利用勧奨を行った。 介護分野においては、地域包括支援センターやケアマネジャーが介護者の相談支援を行った。相談対応時には、介護者負担を軽減し仕事と介護の両立ができるよう支援を行った。法改正に伴い、ＨＰを更新した。また、市内及び近隣の介護施設の新設及び廃止に伴い、「介護保険サービスのご案内」を更新した。 高齢者に対しては、事業やサービスを一覧にした「長寿社会いきいきガイド」を200 部作成し、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターへ配布したほか、ホームページに掲載し広く周知した。市職員においては、職員掲示板を通じて広報した。 **２　育児・介護休業等を取得しやすい環境の整備** 男性職員に対して積極的な育児休暇を促すとともに、市職員に対しては、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めるよう、所属長へ継続的に要請した。休暇制度等を掲載したハンドブックを作成して周知に努めており、育児休業や短期介護休暇、子の看護休暇については、男性職員も積極的に取得した。 ・育児休業取得者　　30 人（新規 23（うち男性 11 人）、継続 7） ・介護休暇取得者　　1 人（女性 1） ・短期介護休暇取得者　15 人（男性 11、女性 4）

・子の看護休暇　　114 人（男性 68、女性 46）

小中学校職員に対しては、育児・介護休業制度等について校長会を通じて周知した。

また、代替職員の配置や業務分担の見直し等、安心して制度を利用できる環境の整備に努めた結果、令和 7 年度は 1 名が育児休業を取得した。

また、岡山県が実施している「おかやま子育て応援宣言企業」や国の「くるみん認定企業」などについて、新見商工会議所や阿哲商工会を通じて市内事業者へ周知を行ったほか、市役所の窓口にポスターやチラシを設置し、育児・介護休業等を取得しやすい環境の整備のため啓発を行った。

３　子育て支援サービスの充実

一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどの多様な保育サービスを提供し、仕事と子育ての両立を支援した。

４　放課後児童クラブへの支援

放課後児童クラブの安定した運営のため、相談対応や運営費の支援を行った。

５　子育て中の保護者支援の充実

保健師による全戸訪問や、乳幼児健診、すくすくひよこ教室などを通して、子育て中の保護者支援の充実に努め、子育てに関する生活リズムをテーマにした行政放送の発信を行った。

また、子育てに関する情報や、妊娠届出の事前申請・来庁予約がスマートフォンからできる機能を掲載した、「新見市すくすく子育てアプリ」を導入することで利便性の向上に努めた。

６　介護サービス等の充実

新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の充実と円滑な運営に努めた。

また、寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している介護者へ、介護手当（月額 1 万円）の支給や介護用品（月額 6,250 円）の給付を実施した。

（第５次プラン）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の一層の推進に向けて、家事や育児、介護の役割を性別にかかわらず協力して担えるよう意識啓発に努めます。また、柔軟な働き方が選択できる職場環境づくりを推進します。

令和８年度実施計画
・市役所窓口にワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発ポスターを掲示、チラシを設置 ・市内の子育て広場に、求人情報コーナー等を設置 ・母子・父子自立支援員による相談対応等を行い、各機関との連携を図りながら支援を実施 ・介護保険サービスの情報提供をパンフレット・ホームページ等を用いて行う。 ・被介護者の自立に向けた個別相談支援等により、介護者が仕事と介護を両立できるよう支援する。 ・「長寿社会いきいきガイド」を作成・更新し、民生委員に配布し、高齢者が関わる事業やサービスの情報提供を行う。 ・市男性職員を対象に育児休業の取得促進を図る ・小中学校職員に対し、校長会や事務担当者の研修会を通じて休暇制度を周知 ・「おかやま子育て応援宣言企業」や「くるみん認定企業」などを周知 ・「新見市すくすく子育てアプリ」において、子育てに関する情報を積極的に配信していく。 ・子育てに関する情報提供や、相談などについて、妊娠届出時及び乳児訪問時に、保健師による面接を全数行っている。安心して妊娠・出産・子育てができるよう相談支援体制を整えていく。 ・乳幼児健診、健康教育、育児相談等で子育てに関する正しい情報を伝えていく。 ・子育ての負担感などの軽減を図るため、一時保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターの運営などを継続して実施 ・放課後児童クラブに対し、相談対応や運営費支援を実施 ・認可外私立保育所への支援を行う。（私立保育所健診費補助、私立保育所運営補助、病児･病後児保育事業運営補助） ・里帰り出産や勤務場所などによる市外保育所等への入所を可能とするサービス（広域保育事業）を実施。 ・ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者のいる世帯が増加しているため、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルも一層の多様化傾向にある。より一層の支援や地域の見守り体制の充実や介護予防事業に取り組み、健康寿命の延伸を図る。 ・在宅での高齢者介護が負担となり、仕事や地域活動などの社会参加の妨げとなるケースが増加していることへの対応。

【基本目標３】

（第４次）家庭や地域における男女共同参画の推進

（第５次）地域社会における男女共同参画の推進

（第４次プラン）

基本施策７　家庭生活における男女共同参画の促進

男性が家事や育児、介護をすることについて、市民への理解や意識改革を図り、家庭生活への参加を促進します。

令和７年度実績
１　男性の育児・介護等の家庭生活への参加促進 男性の家庭生活への参加促進のため、育児分野や介護分野等において、情報交換の場の設置や各種研修会を行った。 育児分野においては、子育て中の親が気軽に集い情報交換や交流ができる子育て広場（にこたん、大佐、ももっこ、哲多、哲西）を開設した。 ・年間延べ利用者数　児童・保護者合計 9,992 人（保護者には男性含む） また、市内の全幼児クラブ（３団体）へ補助金を交付した。 障がい者分野においては福祉フォーラム、福祉にこにこ市、障がい者週間啓発街頭キャンペーンなどを開催し、交流や物販を実施したほか、障がいについての啓発ブースを設け、障がいについて学習する機会を提供した。 また、民生委員・児童委員に対しては、県主催のセミナー参加を促すとともに、市社協と共催し講演会を開催するなど、委員の資質向上に努めた。 介護分野においては、働く世代にも認知症高齢者の支援について学ぶ機会を設けるため、郵便局や銀行等市内の民間企業に広く呼びかけ、認知症サポーター養成講座を開催した。講座の中では男性介護者が抱える悩みにも触れ、男性介護者への理解や認知を広げるような意識づけを行った。 ・認知症サポーター養成講座　開講数 16 会場、受講者 279 人（うち男性：123 人） **２　男性の家事等への参加促進** 公民館事業において男性料理教室を開催し、男女共同参画の意識づくりを行った。 ・男性料理教室：7 公民館／各 1 回 ・男女共同参画社会講座：3 公民館／各 1 回

（第５次プラン）

基本施策７　地域活動における男女共同参画の促進

社会通念や慣習にとらわれず、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、男女共同参画を推進する市民団体等と協働し、セミナーや出前講座等を実施するなど、地域における男女共同参画社会の形成を推進します。

令和８年度実施計画
・スポーツ活動における役割分担や社会生活・職業生活との関わり方を学ぶ必要がある ・地域づくりにおいて、性別や年齢にとらわれず、幅広い意見を汲み取ることについて助言するほか、他地域との事例共有や情報交換の場を設ける。 ・男女共同参画を推進する市民団体と協働しセミナーなどの共催事業を開催、会議に参加し意見交換の実施 ・地域活動を行う団体に対し、性別等にとらわれず広く意見を取り入れるなど、男女共同参画社会の実現につながる各種の情報提供や助言等を実施 ・新見もったいない市などの女性グループを中心とした地域活動について、チラシやポスター、ホームページ等で広報

（第４次プラン）

基本施策８　地域活動における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、互いに協力して地域活動を進めるこ　とができるよう、啓発を推進します。また、男女共同参画を推進する市民団体との協働に努めるとともに、地域活動を行う各種団体の活動を支援します。

令和７年度実績
１　地域活動における理解の促進 地域活動における理解を促進するため、地域の青少年育成団体等の会議などで男女共同参画の意義や考え方を広報するとともに、親子料理教室などの行事を開催し、親子で男女共同参画社会に向けての意識づくりを行うよう努めた。 ・親子料理教室：2 公民館／各 1 回 また、市民運動推進協議会の活動としてにいみフードドライブＥｃｏ運動を実施し、食品ロス問題に取り組むことで、地域内の男女共同参画社会に向けての意識づくりを行った。 **２　市民団体との協働** 市民団体との協働の一環として、男女共同参画セミナーと男女共同参画出前講座をにいみフォーラムとの共催で開催した。 なお、男女共同参画プラザ相談員が窓口となり、にいみフォーラムとの情報連絡を行うなど、年間を通して各種支援を行っている。 **３　地域活動を行う団体への支援** 地域運営組織等の各種団体への支援では、地域の困りごとを把握するためのアンケートやワークショップにおいて、女性や子供など、性別や年齢にとらわれず、広く意見を取り入れるよう助言した。 **４　各種団体や地域活動の支援** 「新見もったいない市」等、女性グループを中心とした地域活動について、チラシやポスター等で啓発するなど支援に努めた。

（第５次プラン）

基本施策８　防災・減災分野における男女共同参画の推進

地域の防災、減災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、女性の防災士資格の取得や自主防災組織の活動への女性の参画を促進します。また、消防団員に女性や若い世代の入団を促進し、多様な視点を生かした地域防災力の向上を図ります。

令和８年度実施計画
・自主防災組織での防災活動に女性の参画を促進 ・女性の防災士資格取得を促進 ・新見公立大学において学生機能別団員の入団促進説明会を開催 ・入団促進のため、女性・若手団員を対象とした研修会などを実施

（第４次プラン）

基本施策９　国際理解を通じた男女共同参画の推進

姉妹都市、友好都市との国際交流やＡＬＴの活用を推進し、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

令和７年度実績
１　多文化共生の理解促進 外国語講座等を開催し、異文化や多文化共生への理解を促進した。 ・英語講座（新見公立大学学術交流センター） 講師　新見公立大学教授１人（男性）、ＡＬＴ等 10 人（うち女性５人） 受講者　　34 人（うち女性 20 人） 10/7～12/16　毎週火曜日 18:30～20:00　計 11 回 ・中国語講座（ＮｉＵ新見駅西サテライト） 講師　吉備国際大学留学生１人（男性）　受講者４人（うち女性３人） 9/25～11/27　毎週木曜日 18:30～20:00　計 10 回 **２　国際理解と国際交流の推進** 国際理解と国際交流を推進するため、姉妹都市との交流等を行ったほか、「国際交流ふれあいデイ」などの交流事業を実施した。 ・11/9　まち歩き in 石蟹　　参加者 16 人（うち女性７人） ・ 3/1　国際交流ふれあいデイ　　参加者 75 人（うち女性 37 人） **３　国際理解教育の推進** 小中学校において、ＡＬＴの配置計画や勤務内容について各校と共通理解を図りながら適切な人材を配置し、教員とＡＬＴの共同授業を実施することで国際理解教育の推進に努めた。また、ＡＬＴコーディネーターを中心に、生活支援や出入国事務、授業相談等を行い、ＡＬＴが安心して職務に専念できる環境づくりに努めた。 ＡＬＴの各就学前施設への訪問や小学校での外国語活動、中学校での英語授業において、ＡＬＴの出身国の伝統文化を伝える時間を設定し、国際意識を高めるとともに、多様な価値観への理解を深めている。

（第５次プラン）

基本施策９　国際交流の推進と多文化共生の意識づくり

外国語講座の開催や地域で外国人と触れ合う機会を設け、市民の国際意識と多文化共生への理解を深めます。また、学校や地域における多様な取組を通して、児童・生徒の国際理解を深め、多文化共生の意識を育みます。

令和８年度実施計画
・外国語講座等を開催し、参加者の国際感覚を養う。 ・公民館等で地域住民と外国の人たちがふれあえる場を設け、異なる文化を理解する機会を提供 ・地元企業で働く外国人や、高校への外国人留学生が年々増加しており、国際交流が深まってはいるが、地域住民の意識はまだ高いとは言えないため、それぞれの地域で外国の人たちとふれあう機会を提供する必要がある。 ・国際交流ふれあいデイ等を開催し、国際交流を実施 ・姉妹都市・友好都市との交流に、女性職員の参加を促進 ・ＡＬＴを活用し、児童生徒対象の外国語学習や、教員とＡＬＴの共同授業を実施 ・ＡＬＴに学校行事や地域行事に進んで参加してもらい、国際交流を促進 ・ＡＬＴコーディネーターを有効に活用し、ＡＬＴの生活支援や出入国事務、授業相談等を行うとともに、ＡＬＴが安心して職務に専念できる環境づくりを実施 ・ＡＬＴとの授業及び行事等を通して、児童生徒の国際意識を高め、互いに関わり合う気持ちを養う場を設定

【基本目標４】

（第４次）生涯を通じた健康づくりへの支援

（第５次）生涯にわたる健康づくりへの支援

基本施策 10　ライフステージに応じた健康づくりへの支援

（第４次プラン）

誰もが、生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進します。また、高校生を対象に、妊娠・出産について学ぶ講座を開催します。

令和７年度実績
１　生涯にわたる健康づくりの推進 保健師と栄養士が健活企業 15 社を訪問し、高血圧・高血糖と腎症・透析との関連等について啓発を行ったほか、包括協定を締結した生命保険会社 2 社から顧客へリーフレットを配布してもらうなど普及啓発に努めた。また、おでかけ健康教室等を開催し運動習慣や生活習慣について啓発を行った。 ・健康教育　262 回　4,375 人　・運動指導　139 回　2,047 人 乳がん・子宮頸がんをはじめ各種検診を実施した。また、特定健診の血圧・血糖・腎機能の受診勧奨対象者と、糖尿病や腎機能低下ハイリスク対象者に対し、受診勧奨や保健指導を行った。 ・乳がん・子宮頸がん検診（働く世代の受診のため、夕方・休日がん検診を実施） ≪集団検診≫R7.8/4～R7.10/2　市役所南庁舎、各支局、市民センター等 ≪個別検診≫R7.6/2～R8.1/31　市内 2 医療機関 ・検診受診率　乳がん 32.8%【数値目標８】、子宮頸がん 18.7%【数値目標９】 **２　健康寿命延伸の支援** 新にいみロコモ体操や、新たに作成した「にいみで～れ～ええ体操パート４」をケーブルテレビで放送したほか、市内のサロン、生き活き健康アップ教室、運動ふれあい地域づくり支援事業等で市健康運動指導士による実践指導を実施した。 **３　児童生徒への健康支援** 小学校５年生以上の学年において、ＨＩＶ（エイズ）教育を実施し、理解を深めた。また、各校において薬物乱用防止教育を実施した。新見警察署生活安全課や備中県民局備北保健所等と連携した薬物乱用防止教室（出前授業）を、小学校５校、中学校３校で実施した。 **４　高校生を対象とした妊娠・出産の正しい知識と普及啓発** 共生高校３年生を対象に、妊よう性講座を開催し、ライフプランを設計することの大切さについて考える機会を提供した。

（第５次プラン）

誰もが生涯にわたって健康で心豊かに暮らすことができる社会の実現に向けて、健康教室や各種検診、がん検診等を通して、市民への生活習慣病予防や運動習慣の定着、健康に関する正しい知識の普及を推進します。

児童・生徒に対しては、発達段階に応じた健康に関する正しい知識を身に付けることができる、学びの場の充実に努めます。

令和８年度実施計画
・働く世代に対し、高血圧・高血糖予防に向けた取組や普及啓発を行う ・がんの早期発見・早期治療のため、乳がん・子宮頸がん検診を実施 ・にいみで～れ～ええ体操を普及啓発し視野拡張運動や転倒予防を実施 ・小中学校での、ＨＩＶ（エイズ）教育、薬物乱用防止教育（出前授業含む）、禁酒、禁煙、薬物乱用をテーマとした保健学習、たばこからの健康影響普及講座の実施 ・県と共催し「将来のパパママ講座」を実施している。内容は、妊よう性や、性感染症やデートＤＶ、性の多様性についてであった。妊よう性の理解については、自身のライフプランを思い描くうえで重要であるため、今後も促していく必要がある。

基本施策 11　母子保健の充実

（第４次プラン）

母子保健サービスの充実や､仕事を持つ女性の母性保護や健康管　理の啓発に取り組み、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。また、不妊、不育に対する支援制度等の周知を図ります。

令和７年度実績
１　母子保健サービスの充実 親子手帳交付時に、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査について、必要性や内容を説明し、受診勧奨を行った。説明時には市などが行っている各種母子保健サービスや相談窓口に関する情報を提供した。また、併せて健診無料券の使用も勧奨し、健診受診率の向上に努めるなど、母子に対する支援を行った。従来の保健師等による相談や面談に加えて、伴走型相談支援事業も実施し、ハイリスク妊婦をはじめ、支援が必要な妊婦に訪問や面談等の支援を実施した。 特に支援が必要な親子に対しては､母子保健コーディネーターを中心に地区担当保健師が関係機関と連携し、現状や課題を共有のうえ、個々にあった支援内容を明確にし、支援方針を共有するケース会議を実施した。 ・関係機関と実施したケース会議　96 回 ・保健師間で実施したケース会議　 7 回 **２　母性保護や健康管理の啓発** 仕事を持つ女性の母性保護や健康管理の啓発のため、母子健康手帳交付の際に、母性健康管理指導事項連絡カードについて説明を行った。 また、職場において配慮してもらえるよう、市役所の窓口に啓発ポスターや啓発チラシを設置し、来庁した事業者への啓発を行った。 **３　不妊・不育に対する支援** 不妊・不育に対する支援として、相談対応を随時実施したほか、治療費の助成について、市報やホームページ等により周知した。 ・不妊治療：実数 7 件、延べ 10 件、妊娠確認 3 件 ・不育治療：実数０件

（第５次プラン）

妊婦、産婦健診や乳児健診等の受診勧奨により、親子の健康づくりを支援するとともに、地区担当保健師による育児への不安や負担感を抱える親子への伴走型相談支援など、関係機関と連携し、妊婦期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。

令和８年度実施計画
・親子健康手帳交付時に、妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査の必要性や内容について説明し、受診勧奨を行うとともに、妊娠期から親子の健康づくりを支援 ・安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進するため、妊娠・出産・応援パッケージ事業（妊婦に対して、妊娠後期以降の健診にかかる交通費の支給、出産時における宿泊費の助成、及びママサポ１１９事業）を実施 ・育児不安が大きいなど支援の必要な親子に対して、母子保健コーディネーターを中心に地区担当保健師や関係機関が連携を図りながら、継続的に支援 ・親子健康手帳交付時に、仕事を持つ妊婦に対し、母性健康管理指導事項連絡カードについて説明し周知 ・仕事を持つ妊婦が母性保護や健康管理について配慮してもらえるよう、チラシ等を活用して事業者に啓発 ・不妊・不育に対する相談対応や情報提供に努め、治療費の助成について、市報やホームページ等により周知 ・保険適用の治療についても、依然として経済的負担が大きいため、医療保険が適応される生殖補助医療に対する助成事業を新たに創設

基本施策 12　あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

（第４次プラン）

様々な機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象に、あらゆる暴力の根絶のための啓発に努めるとともに、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

令和７年度実績
１　暴力防止のための広報・啓発 市報にいみ 11 月号や中央図書館のデジタルサイネージで男女共同参画プラザの周知を行った。また、「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、親子孫水車のパープルライトアップ、男女共同参画プラザ等へのパープルリボンツリーの設置、啓発グッズの配布など、啓発活動を行った。事業者へのハラスメント等防止に関する啓発については、法改正等があった際などに、新見商工会議所や阿哲商工会を通じて市内事業者に情報提供を行うようにしている。また、市役所の窓口に啓発ポスターや啓発チラシを設置し啓発を行った。 **２　あらゆる暴力防止に向けた取組** 市職員に対し職員掲示板を利用して法令遵守等の綱紀粛正を徹底したほか、公務員倫理研修を実施しハラスメント防止に対する意識の徹底を図った。また、人事評価の際に直属上司との面談を実施し法令遵守等の徹底を図った。 **３　青少年の健全育成に向けた取組** 小中学校において、各校の実態に応じ成人向け書籍コーナーや風俗施設等入場禁止の指導を行った。また、参観日や教育懇談会等で、保護者にスマートフォン・インターネットによる被害について学ぶ機会を設けるとともに、フィルタリング（有害サイト利用制限）の利用をお願いした。街頭啓発活動や青パト（防犯パトロール車）による市内パトロールなど青少年育成センターの事業を通じて青少年の健全育成に努めた。 **４　被害者情報の保護の徹底** ＤＶ等の被害者情報の保護を徹底し、男女共同参画プラザで受け付けた相談については、相談者の情報が関係機関以外に伝わらないよう管理を徹底した。支援対象者に関する情報については、住民票等の閲覧等の必要がある場合は、各課からの依頼文書を基に市民課内で審査した後に閲覧等を可能とするなど、管理を徹底した。

（第５次プラン）

あらゆる暴力を根絶するため、様々な機会や場を活用して、ＤＶやハラスメント等あらゆる暴力の防止や正しい理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

令和８年度実施計画
・パープルライトアップ・街頭啓発など様々な媒体を活用し啓発を実施 ・各小中学校の職場において、計画的にセクシュアル・ハラスメント防止の研修を実施。 ・未成年者の成人向け書籍コーナーや風俗施設等への入場禁止の指導を実施、相談窓口の周知徹底と相談体制を充実 ・青少年育成センターの事業を通じ青少年の健全育成に努める（街頭啓発、青パト） ・ＤＶ被害者等の情報について、市民課をはじめ関係各課の連携により保護を徹底 ・男女共同参画プラザで受け付けた相談内容の情報について保護を徹底

基本施策 13　きめ細かな被害者支援体制の充実

（第４次プラン）

関係機関と連携して、児童や高齢者等に対する虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

令和７年度実績
１　関係機関と連携した相談・支援業務の充実 男女共同参画プラザで受け付けたＤＶに関する相談は、令和６年度２件であった。すぐに避難が必要な緊急性の高い案件については、警察署や女性相談所に取り次ぎ、その他の相談も必要に応じて関係機関と情報を共有しながら対応している。 **２　虐待等防止の推進** 要保護児童対策地域協議会における取組を通じて、特定妊婦や要保護児童の早期発見、介入および支援の提供、関係機関相互の円滑な連携・協力体制づくりを行った。また必要に応じてケース会議を開催し、支援者間での共通認識と役割分担を行うことで、迅速な対応と連携体制による支援を行った。 高齢者や障がい者の虐待問題については、成年後見人制度の利用推進を含めた新見市権利擁護委員会を 12 回開催した。高齢者や障がい者の虐待事例について専門職を交え協議し、支援方針の検討を行ったほか、高齢者や障がい者への虐待の早期発見、早期対応ができるよう関係機関・団体と情報交換を行うとともに、地域ネットワークづくりのための連携支援体制の強化を図った。 **３　相談員の派遣** 子ども家庭総合支援拠点相談員と男女共同参画プラザ相談員が連携し、相談内容の共有など継続的な支援を行ったほか、子ども家庭総合支援拠点が行う定例会議等に男女共同参画プラザ相談員も参加した。 また、各種研修等に男女共同参画プラザ相談員を派遣しスキルアップを図り、きめ細かな被害者支援体制の充実に努めた。

（第５次プラン）

関係機関と連携し、ＤＶ被害者や子どもに対する相談支援体制の充実を図るとともに、多様な媒体を活用して、相談窓口の認知の拡大を図ります。

令和８年度実施計画
・男女共同参画プラザで受ける相談については、相談内容や支援状況に応じて、庁内関係部署、警察署や県内配偶者暴力支援センター等と連携して対応 ・こども家庭センターの設置により、「母子保健」と「児童福祉」の両機能の一体的な運営および連携・協働体制をより一層強化し、児童虐待への「予防的支援」を目標とした取組を行っていく。 ・高齢者虐待に関する通報・相談窓口として、新見市地域包括支援センター、また、障がい者虐待に関する通報・相談窓口として、新見市福祉課障害者福祉係が対応を行う。 ・権利擁護委員会や権利擁護協議会の委員には、弁護士や、司法書士などの専門家を委嘱しており、高齢者や障がい者の権利擁護推進に取り組む。 ・高齢者や障がい者の虐待を未然に防ぐために、啓発活動や研修会等を開催し、権利擁護強化を図る。 ・新見市要保護児童対策地域協議会と協力し、市民に児童虐待防止の啓発活動を実施

・同協議会で、児童相談所、警察署、保健所、市関係機関等と連携し、定期的に情報を共有しながら対応
・合同相談会、各種研修会や担当者会議に男女共同参画プラザ相談員を派遣

基本施策 14　地域共生社会の実現に向けた取組

（第４次プラン）

高齢者や障がい者、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人、在住外国人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉を推進します。

令和７年度実績

１　高齢者や障がい者等が暮らしやすいまちづくり

市内 42 地区のうち 38 地区で小地域ケア会議を開催し、地域の福祉課題の解決に向けて地域住民と行政、社会福祉協議会が協議した。未開催の 4 地区では、社会福祉協議会主催の福祉連絡会等に参加するなど、民生委員や社会福祉協議会等と協力し、小地域ケア会議開催に向けて協議を続けている。

また、老人クラブ連合会、単位老人クラブ（74 クラブ）、シルバー人材センターに補助金を交付し、高齢者の社会参加・学習活動への支援や、高齢者の多様な就業機会確保への支援を行った。

障がい者が暮らしやすいまちづくりでは、自立支援サービスの充実を図るため、障害者自立支援協議会を開催した。協議会では、地域生活支援部会（生活部会）、地域

生活支援部会（就労部会）、児童部会の 3 つの部会にわかれ、課題の共有や支援策等の継続的な協議、研修会や啓発活動の企画等を行い、障害者の自立した地域生活を支援した。

また、障害者週間（12 月）にバリアフリーに関する啓発チラシを配布した。

２　ひとり親家庭等への自立支援

母子・父子自立支援員が相談対応を行い、各機関との連携を図った。令和 5 年度から、養育費に関する公正証書等の作成費用を補助する養育費履行確保支援事業を開始しており、関係機関へのチラシの設置や、面接時に制度説明・利用勧奨を行うなど周知に努めた。

３　生活困窮家庭等における子どもの支援

全ての小中学校において、地域全体で子どもを育てる機運の醸成に努めた。また、地域の人材による学習支援を可能な限り行い、児童生徒の学力向上を支援した。放課後児童クラブに対して補助金を交付し運営を支援することで、保護者の就労機会確保と育児負担軽減を図った。

加えて、各公民館で放課後子ども教室や土曜日子ども教室を開催し、学習支援の充実を図った。

・放課後子ども教室：　5 公民館　29 教室
・土曜日子ども教室：12 公民館　86 教室

４　生活情報や行政サービス情報の提供

在住外国人に対する生活情報や行政サービス情報の提供に関しては、市役所総務課内にテレビ通訳ができるタブレットを設置し、相談に訪れた人に対応できる状況にしているが、令和 7 年度の活用はなかった。

また、特別永住者証明書等への切り替えが済んでいない外国人住民に対して、期限の 2 か月程度前に通知を発送するよう努めた。外国人向けの各種案内や英語表記のマイナンバーに関する案内資料を市役所の窓口に掲示したほか、外国人向けの在留相談に関する案内資料についても設置し周知に努めた。

５　公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの普及

遊具等について定期的（月１回程度）に点検を行うとともに、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン普及のため、必要な修繕等を行い適正な維持管理に努めた。また、新見駅前広場駐車場において、車いすの方が利用しやすいよう駐車スペース周辺のパーキングブロックを移動し、精算機まで十分なスペースを確保できるよう改修を実施した。

（第５次プラン）

高齢者や障がいのある人、外国人市民等に対する生活支援等の事業に取り組むとともに、包括的な支援体制づくりに向けた地域福祉活動を推進します。

令和８年度実施計画
・小地域ケア会議を開催し、地域の福祉課題の解決に向けて地域住民と行政、社会福祉協議会とともに協議 ・小地域ケア会議の未開催地区については、地区の福祉活動を推進している民生委員等と協議を継続し、地域での支え合いの仕組みづくりの体制を整備 ・高齢者の社会参加や学習活動を支援 ・高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援 ・障害者自立支援協議会を中心に、自立支援サービスや関係者によるネットワーク、相談支援体制を充実させる ・にいみ福祉フォーラム等を開催し、障がいに対する正しい理解と認識を深める ・ひとり親家庭の自立支援に関する相談窓口を設置し、各種制度の情報提供や、経済面・生活面の相談や指導、各関係機関との連携による支援等を実施 ・自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進等給付金事業を実施し、ひとり親家庭の就労・自立を支援 ・養育費履行確保支援事業を実施し、ひとり親の養育費取決め・受取を支援 ・全ての小中学校において、地域全体で子どもを育てる機運を醸成しながら、地域の人材による学習支援を行い、児童生徒の学力向上を支援 ・放課後児童クラブに対して補助金を交付し、運営や児童の健全育成等を支援 ・クラブ未開設地区では、学校や保護者・地域住民の相談窓口となり開設を支援 ・生活困窮家庭等の児童・生徒に対する、放課後や週末の学習支援を充実 ・地域学校協働活動事業等による放課後学習支援の拡充 ・市内公民館において放課後こども教室（土曜日教育支援を含む）を実施 ・相談に訪れた在住外国人に、テレビ通訳ができるタブレットを活用 ・特別永住者証明書等への切り替えが済んでいない外国人住民に対して、期限の２か月程度前に通知を発送 ・外国人住民向けの各種案内を窓口で配布、外国人住民に係る制度等の変更を周知 ・遊具の安全確保に関する指針に基づき、定期点検や修繕等を実施し遊具等や付帯する設備、柵、建築物等の適正な維持管理を実施 ・既存施設改修時や新規施設建築時に、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン普及の観点をもち、手すり、多目的トイレ、スロープ、点字ブロックなどの設置を推進 ・施設の日常点検を行うとともに、利用者からの要望等に随時対応し誰もが利用しやすい施設づくりに努める

（第４次プラン）

基本施策 15　防災・減災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域での防災・減災活動を推進するとともに、災害時における男女それぞれのニーズに配慮できるよう、女性の参画を促進します。

令和７年度実績
１　男女共同参画の視点による防災活動 防災士資格の取得について、ホームページなどで広報した。また、各自主防災組織にも資格取得について広報を行い、男女共同参画の視点を踏まえた地域での防災・減災活動を推進した。 ・市の補助金を利用した防災士資格の取得者　令和７年度２人（うち女性０人） ・女性防災士の人数　14 人（令和８年４月１日現在）【数値目標１１】 **２　女性消防団員等の充実** 女性消防団員の確保については、女性の機能別団員の入団を促すため、４月に新見公立大学で入団促進説明会を開催した。 また、市内で市内女性消防団員と若手団員を対象とした研修会を実施した。女性20 人が出席し、各分団の活動状況を報告した。 9/20 に開催された備中地区女性消防団員・若手消防団員情報交換会においては、女性消防団員が 11 人参加し、他消防団員と交流を深めた。 11/29 に開催された岡山県女性消防団員・若手消防団員研修会では、女性消防団員７名が参加した。 ・女性消防団員の人数は 54 人（令和８年３月 31 日現在）【数値目標１２】 ・うち、機能別消防団員は 13 人

（第５次プラン）

基本施策 15　困難な問題を抱える人への支援（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）

基本施策 15 の取組については「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の規定に基づく「市町村基本計画」として位置付け、ひとり親家庭や様々な生活上の困難を抱える人も安心して地域で暮らすことができるよう、多様な生活支援と相談支援体制の充実に取り組みます。

令和８年度実施計画
・ホームページ等で新見市男女共同参画プラザについて紹介。 ・「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ啓発活動を行っていく。 ・複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、自立を促進するため、相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等の包括的な支援を行う。 ・こども家庭センターにおいて、関係機関との連携強化を図るとともに、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりを推進する。 ・学校、地域、保健・福祉分野との情報共有を通じて、こどもの状況把握に努める。 ・子ども本人や家族の思いに寄り添いながら、必要な支援を提供するとともに、子ども本人が相談しやすい環境づくりを行う。 ・地域におけるヤングケアラーに関する理解の促進を図る。 ・市内小中学校、児童相談所、警察署、保健所、市関係機関等と連携し、定期的に情報を共有しながら、ヤングケアラーの把握と必要な支援の検討に努める。

・引き続き、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、３～５歳児クラスのすべての子どもは、保育料・給食費・教材費の無償、０～２歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども、第３子以降の子どもの保育料の無償やファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成を行う。
・病児病後児保育の利用料の減額を検討
・ファミリー・サポート・センター事業の利用料の助成等を実施するとともに、各種手当や制度についてＳＮＳを活用したプッシュ型広報等により周知を行う。
・国の示す「学校給食費の抜本的負担軽減」方針や保護者の利便性向上に関する意見等を踏まえ、これまでの「後日ポイント還元」方式を見直し、学校給食そのものを無償で提供する方式に制度変更する。
・全ての小中学校において、地域全体で子どもを育てる機運の醸成に努める。また、地域の人材による学習支援を可能な限り行い、児童・生徒の学力向上を支援する。
・各児童クラブが安定した運営ができるよう、運営面での支援を行っていく。
・相談窓口を設置し、相談者に対し各種制度の情報提供や、経済面、生活面の相談や指導、各関係機関との連携による支援を行う。
・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進等給付金事業を実施し、ひとり親家庭の就労・自立を支援する。
・養育費履行確保支援事業の実施により、子どもを養育するひとり親が養育費の取り決め・受け取りが確実にできるように支援する。

第４次プランにおける数値目標に対する結果一覧

	評価項目	計画策定時（令和2年度）	実績値 令和6年度	実績値 令和7年度	目標値 令和7年度
【基本目標１】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり					
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	15.4%	26.0%	38.6%	20%
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	52.2%	61.5%	61.6%	55%
【基本目標２】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）					
3	審議会等委員の女性比率	28.0%	32.4%	30.7%	30%
4	市職員の女性管理職比率（消防職を除く）	29.3%	31.0%	29.1%	30%
5	家族経営協定を締結している農家の数	45 戸	52 戸	54 戸	60 戸
【基本目標３】地域社会における男女共同参画の推進					
6	家庭生活において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	30.3%	36.8%	48.6%	35%
7	地域社会において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	27.6%	34.5%	44.8%	30%
【基本目標４】生涯にわたる健康づくりへの支援					
8	乳がん検診の受診率	28.1%	32.2%	32.8%	33%
9	子宮頸がん検診の受診率	20.5%	18.9%	18.7%	25%
【基本目標５】暴力を許さないまちづくり（新見市ＤＶ防止基本計画）					
10	DV被害者で誰(どこ)にも相談しなかった市民の割合	49.5%	＊	＊	40%
【基本目標６】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり					
11	女性防災士の人数	3 人	14 人	14 人	15 人
12	女性消防団員の人数	74 人	64 人	54 人	104 人

＊数値目標 10 については、次期男女共同参画プラン策定時のアンケートで調査し、年度ごとの調査は行いません

第５次プランにおける数値目標

	評価項目	現状値 （令和７年度）	目標値 （令和12年度）	把握 方法
【 基本目標１ 】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり				
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	18.9％	40.0％	1
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	44.8％	増加	1
【 基本目標２ 】誰もが活躍できる社会づくり（新見市女性活躍推進計画）				
3	審議会等委員の女性委員の割合	32.4％ （4月1日現在）	40.0％	3
4	市職員の女性管理職の割合（消防職を除く）	26.5％ （4月1日現在）	30.0％	3
5	就職の機会や職場（仕事の場）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	29.6％	増加	1
6	家族経営協定を締結している農家の数	52戸 （4月1日現在）	増加	3
7	市男性職員の育児休業取得率	39.1％ （令和６年度）	85.0％	3
【 基本目標３ 】地域社会における男女共同参画の推進				
8	地域社会（自治会等の地域活動の場など）において「男女は平等になっている」と思っている市民の割合	31.0％	増加	1
9	女性防災士の人数	14人 （4月1日現在）	増加	3
10	女性消防団員の人数	64人 （令和６年度）	増加	3
【 基本目標４ 】生涯にわたる健康づくりへの支援				
11	乳がん検診の受診率	32.2％ （令和６年度）	増加	3
12	子宮頸がん検診の受診率	18.9％ （令和６年度）	増加	3
【 基本目標５ 】暴力を許さないまちづくり（新見市ＤＶ防止基本計画）				
13	ＤＶ被害者で誰（どこ）にも相談しなかった市民の割合	44.3％	減少	2
【 基本目標６ 】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり（新見市困難な問題を抱える女性支援計画）				
14	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容や言葉を知っている市民の割合	25.8％※	増加	1

※ 「内容まで知っている」と「見聞きしたことはあるが内容までは知らない」の合計値

【 把握方法 】
1 市民アンケート
2 男女共同参画に関する市民意識調査
3 庁内資料